

平成29年11月 岩手県教育委員会定例会 会議録

- 1 開催日時
開会 平成29年11月20日(月)午後1時30分
閉会 平成29年11月20日(月)午後3時
- 2 開催場所
県庁10階 教育委員室
- 3 教育長及び出席委員
高橋嘉行 教育長
八重樫 勝 委員
小平忠孝 委員
芳沢 莖子 委員
畠山 将樹 委員
新妻 二男 委員
- 4 説明等のため出席した職員
今野教育次長兼教育企画室長
鈴木企画課長、佐々木特命参事兼予算財務課長、佐々木学校施設課長、永井教職員課総括課長、荒川小中学校人事課長、梅津県立学校人事課長、小久保学校調整課総括課長、鈴木産業・復興教育課長、菊池生徒指導課長、中島学校教育課総括課長、佐野義務教育課長、佐藤高校教育課長、佐々木特別支援教育課長、荒木田保健体育課総括課長、佐藤生涯学習文化財課総括課長
教育企画室：長澤主任主査、金野主査(記録)
- 5 会議の概要
第1 会期決定の件
本日一日と決定

(事務報告)

- 第2 事務報告1 平成29年9月県議会定例会の概要について(教育企画室)
別添事務報告により報告

教育長：県議会9月定例会は、会期が32日間でした。各部局毎に決算審査を行う決算特別委員会が開催されますので、6月、12月の定例会と比べて会期が長くなっています。なお、会期が最も長いのは、予算審査を行う2月定例会となります。そのような中で、事務局から説明のあった質疑が交わされたものになります。

八重樫委員：決算特別委員会において、調査書の評定の格差について質問がありました。この質問は、何らかの根拠をもって、格差がある、という前提での質問だったのででしょうか。

中島学校教育課総括課長：どのような根拠もっての質問であったかは、把握してございません。

佐藤高校教育課長：学校が異なると、同じ評定であっても、差があるのではないかと、という趣旨の質問でした。かつての相対評価の認識での質問ではないかと思われまふ。今は絶対評価を行っており、ある一定の目標を超えれば、評定は5となります。

八重樫委員：質問者は、学校現場からの声として聞いたのか、あるいは本人の考えとしてのものなのか、その点はいかがでしょうか。

佐藤高校教育課長：その点についても把握はしておりません。

八重樫委員：相対評価が今でも行われていると県民は認識しているのだろうか、と思ってお尋ねしたものです。

芳沢委員：芸術文化振興の質問に関し、県立美術館で10月28日から始まったエリック・カール展は、この頃では客数がとても多く感じられて、嬉しく思っています。ターゲットは子供ということも

あつて親子連れが多かったのですが、展示の仕方も子供の興味に沿ったもので、口コミも通常の広報に加え効果の大きいものと感じました。よい企画を呼ぶには予算の面もあるとは思いますが、企画の力を大変期待するものですので、これからも頑張っていってほしいと思います。答弁にあつた若冲展も、全国的にもヒットした企画で、この時も、私は口コミを聞いていまして、企画そのものに直接的な宣伝力があるものと感じました。また、以前、県作家の企画があつた時、受付で、県内の中高生も来ていますかと尋ねたところ、そのようなことはわかりませんといった対応で、がっかりしたことがあります。学芸員だけでなく関わっている人の意識が変わっていくことも大きいと感じているところです。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：お褒めの言葉も頂き、ありがとうございます。展示の仕方も、学芸員の創意工夫の結果だと思っております。来館者にはリピーターが多く、そのニーズに応えることも大事ですが、来館者の裾野を広げる、まだ来館されたことのない県民の方をいかに発掘するか、ということも大切なミッションでございます。アンケートでは、来館いただければ満足度は非常に高いとの結果が出ていますので、いかに足を運んで頂くかということが重要となります。コンテンツがよければ人が来る一方、そこは予算との調整になります。美術館では、県民の皆様にも魅力ある企画をより多くとの思いで取り組んでいるところです。

教育長：美術館は、現在地に開館以来、モネ展等大型の企画で集客を図りました。また、若冲展は復興支援として、世界的に有名な美術品を展示して頂いたということで、全国から人を集めて盛り上がりました。それ以降、学芸員が中心となって、学術的な価値であるとか、有名なだけでなく芸術性の高い美術品を中心に企画展を進めてきましたが、実際に来場する方々のニーズとのギャップがあつたことは否めない部分もあります。また、報道機関が持っている広報の力は、極めて大きいものがありますので、昨年からは、民間との協働として、県と報道機関で経費と収益を折半するかたちでの共同企画展も行っています。今回のエリック・カール展、その前の川端康成展、花森安治展もその手法で開催したものです。美術史的な愛好家の他に、一般の方々の誘客につながるよい流れができたと思っています。今後とも、節目節目で、県民の皆様に関心を持って頂けるような企画展を検討していきますし、このような動きをさらに広げていくことにより、美術館職員の士気も一層上がっていくものと思います。館内が閑散としていると、先程お話のあつたような接遇面での影響も出かねませんが、館内が活性化してくると、プラスの影響が全体に広がっていくものです。美術館を中心にしつつ、県教委、そして関係者の力をお借りしながら、よりよい美術館にしていきたいと思っています。

新妻委員：非正規教員についての質問がなされていますが、例えば大学ですと雇止めをやめようという動きがあるのですが、平成32年度に予定されている地方公務員法の改正で、どのような方向性が打ち出されようとしているのでしょうか。また、中学校での部活動について、沿岸部と県央部でのギャップについての質問もありました。沿岸の学校の配置計画を考える委員会に出席した時、一部の保護者の意向として、小規模校ですとどうしても部の活動が制限されるため、大きい学校に入学する場合があるとの話題が出ました。部活ができるかできないか、どういった種類の部活があるかといったことが、保護者には大きな意味をもっている場合があります。そのことによつて学校統合の方向性が決まるとすれば、それはいかながなものかとは思いますが、学校統合の意見につながっていく向きもあるのだなと感じました。ギャップを差ととらえると、沿岸部に県央部並みの大規模校をつくるべきだという議論になりかねませんし、この違いをどう了解し合うかということが難しい点だと思います。沿岸部にある小規模の学校では、大人数の部をつくると1つか2つかできませんので、個人競技・種目を中心とした編成でやっつけようか等、様々苦慮されていると聞いたこともあります。部活動の面でも種々課題があるのだなと感じています。今後、検討に活かして頂ければと思います。

永井教職員課総括課長：教育委員会の中には、正規の教員、一定の任期があり都度更新していく常勤講師、そして一定の勤務時間の非常勤講師がおります。また、事務部門での臨時職員も含め、多種多様な勤務形態の職員で構成されているところです。そして、平成32年度の地方公務員法改正は、任用形態を含め、一斉に、会計年度任用職員という制度に改めようとするものです。このため、法律の施行に向けた準備を行っています。法改正によりどのように変わるのかという点については、現在、制度改正の前段となる、任用や勤務条件等について検討するための全数調査を行っているところです。この結果を踏まえて、正規の教職員と、今後の会計年度任用職員がどのようなバランスで業務を支えていくか、また、会計年度任用職員の処遇、勤務体系についてどういったかたちにすべきかを、今後、慎重に検討していきたいと考えています。

新妻委員：平成32年度からの施行になるのでしょうか。

永井教職員課総括課長：その通りです。

教育長：部活の関係は、高校再編とも関連しますが、まずは部活の現状、そして今後どうしていくかについて事務局の説明をお願いします。

荒木田保健体育課総括課長：昨年度まで県北沿岸の高校におりました。小学校まではスポーツ少年団で野球をしていますが、中学校に進学すると部がないという場合が多くありましたが、中学校では生徒にスポーツをやらせたいということで、学校で工夫してバドミントン、卓球、柔道、ソフトテニスといった個人競技の部活を行っているのが実態です。中学校でどうしても野球をやりたいという生徒たちには、部活に参加しながら、クラブチームのような集まりに参加することも認めたりしています。部活にない空手等は、例えば文化部に所属していても部活外で活動してもよいということで、スポーツ振興を図っているところです。やはり、中学校の規模が小さいと団体種目ができないということが、課題ととらえています。そういったところは、クラブチームや合同部活動・合同チームで対応しているというのが現状です。

畠山委員：専門高校の定時制に関する質問がなされています。答弁では、平成31年度に盛岡工業高校定時制課程の募集を停止する予定とありましたが、このことに関連して、私も、意見がありますので、述べさせていただきます。私は、いじめを受けた方、或いは、いじめをしたとされる方、また、たった一度の過ちというような非行事件を起こしたこと等によって、高校に行けなくなったり、退学せざるを得なかったりする方々に接することがあります。その方々が、もう一度学びたい、という気持ちを持ったときの学び直しの機会をより充実させることの必要性を感じています。特に、そういった事情を抱える方々には、専門高校などで、モノ作りのスキルを身につけたいというような声は少なくないという実感を持っています。子ども達全体の数からみれば、そういう事情をかかえる方々は極少数なのかも知れませんが、大切に考えなければならないニーズだと日頃から考えていました。加えまして、そうした事情とは別に、10月27日の岩手日報にも大きく取り上げられていたように、不登校の生徒は増加しています。その記事の中では、不登校者は「教育機会を失い困っている人」と指摘されています。さらには、先日の特別支援教育推進に関する懇談会でも、公立私立高校への進学希望の増加がデータとして示されており、このような様々な事情からすると、勤労青年が少なくなっているとしても、多様な履修形態を提供している定時制課程が、多様な学びの機会、学び直しの機会として担う役割というのはむしろ大きくなっていないかと思えます。特に、工業高校がこれまで培ってきたノウハウや設備、これはとても大切なものだと考えます。関係者から伺ったところでは、「保健室登校やフリースクールに登校しているような不登校傾向の生徒達に、中学校までの不登校傾向をリセットし、新たな教育環境の中で工業に関する技能・資格を身につけて、大きく成長し社会に飛び立たせる学校であれば存在意義がある、そういう方針であることを、中学校や社会に周知していくことで入学者数の増加が期待できるのではないか」という声もありました。以上まとめますと、私は、定時制、とくにも定時制専門学科には、潜在的なニーズが高まっていると考えています。そして他の高校再編の課題とは少し異なり、地域や卒業生などの努力で再編計画に見直しを求めるようなことができる分野ではないと思えます。ですので、第1に、多様な人材を受け入れ、多様な学びの機会の提供になるよう、むしろ体制を充実させることも大事ではないか、そして第2に、中学校等の進路指導との連携を図るなど、PRを強化して、いわゆる学校不適合と言われるような事情をかかえる生徒さん方や、学び直をしたいと考える方々などにも、今以上に選択肢を与えられるようにすること、この2点が、社会環境が変化している現代における定時制課程にとって大切な視点だと考えます。少し砕けた言い方をさせて頂ければ、現代的課題に取り組むために学校を一つ作るような気持ちで、盛岡工業高校定時制課程を、その良さを受け継ぎながらリニューアルするくらいの取り組みが必要なのではないか、そうした努力をせずに、入学者が減少しているからといって、無くしてしまっても良いのか、という問題意識を持っていますので、意見させていただきます。

小久保学校調整課総括課長：高校再編計画においては、盛岡工業高校定時制は募集停止の予定でございますが、杜陵高校で学びを引き継ぐことを主に想定しているところです。定時制の役割の変化については、委員からの御意見のとおりと考えます。杜陵高校では、様々な分野のニーズに対応していますので、引き続き、定時制としての機能を充実させていきます。高校再編計画は、個々の高校というよりはブロック、地域として役割を果たしていくという趣旨を持ち、盛岡とその周辺では、杜陵高校がその役割を果たしていこうとするものです。また、様々な課題を抱えている子供たちがいる中で学びの環境を保障していくことは、全体的な課題として、再編計画の後期計画

策定の中で、今後検討していきたいと思えます。

教育長：従来、定時制高校については、経済的な理由、職を持ち昼間部の高校に通えないといった理由で入学している生徒が多かったわけですが、今は高校進学率が99%を超えている時代です。そういった中で、委員からお話を頂いた学び直しの機会を提供する役割も定着してきています。特に県北沿岸地域では私立高校がないですし、不登校の生徒たちにとっては、環境を変えることにより新しい可能性も開けていくこともありますので、定時制の役割はますます大きくなっていると思えます。一方、総体的に生徒数が減少してきている中で、経営資源の適正な配分という観点も加えないと、全体的に見てそれぞれの学校が縮小し機能を維持できなくなるという課題もございませう。そういう中で、盛岡工業高校定時制については、全県から集まるのではなく盛岡地域からの限定的な入学状況と、その入学者が減ってきているという実態があります。さらに、盛岡地域には杜陵高校という定時制高校として東北の中でも充実した学校が存在するという状況、また、通学の利便性のほか、盛岡工業高校で可能だった資格取得が杜陵高校でできないか検討するといったことも加味して、平成28年3月に策定した高校再編計画の中で、そのような方針を打ち出したところでございませう。今後の入学状況も勘案しながら最終的な決定をすることになっていませうので、県議会での議論や只今の畠山委員からの御意見も踏まえつつ、また現実的な対応はどうあるべきかといったことを含めて、今後検討させて頂きたいと思えます。

小平委員：定時制高校については、その設立の経緯と、どのような現状にあるのかを踏まえた上で、考える必要があると思えます。定時制が、増加する不登校の生徒のいわば駆け込み寺のようになるとすれば、それは、先生による不登校の生徒への対応の仕方が、そもそも未熟なのではなかつたかと思えます。例えば、ある学校では、勉強についていけず不登校になった生徒に対して、通信制の高校に通えばよいと対応しました。これでは、勉強についていけないことへの対応ではなく、不登校への対応です。生徒・教員それぞれにおいて、対応が十分でない場合があると思えます。よって、この問題は根本的な見直しが必要であると思えます。私は、この定時制の問題については、多様な子供たちに対応できる、総合的な杜陵高校に集約するほうが適切ではないかと考えませう。昼間の学校での指導の不徹底が、不登校の増加をもたらし、不登校の生徒は夜間の学校へ、そこで何か資格をとりたい、となります。昼間は遊んでいて、夜間に学校に通うという現状があるとすれば、何か本末転倒な気がしませう。そういった側面も考え社会の現状をよく見ながら、温情のみでなく検討すべきと思えます。

教育長：只今、畠山委員、小平委員から、それぞれ御意見を頂戴しました。再編計画の実施にあたっては多様な御意見を頂戴しておりますが、様々な検証をしつつ、この委員会の中で協議させて頂きたいと思えます。

八重樫委員：県民歌の普及促進に関連してですが、先日の職員表彰式で、煙山小学校の伴奏で見事に歌い上げられ、よい取組と思えました。なお、課長答弁の中で、9月の末に、県内の各学校に対して様々な機会を通じて一層の普及を図るための要請を行った、とありました。どういふいきさつでそういった要請をしたのか、そして要請した後の反応はどうだったのか、何かあればお聞かせください。

中島学校教育課総括課長：小中高校生それぞれが関わったいわて国体から1年、子供たちが生み出したレガシーをうまく引き継げないかという思いがあり、県民歌の普及を図ろうということで、各学校に通知を發出し御協力願ったものでございませう。その後、特にこちらから学校にお聞きしたということもなかつたのですが、特段の反応はございませうでした。

教育長：昨年、いわて国体開会式において、会場全体で県民歌を歌う機会がありましたが、総体的に、歌える人は少なかつた印象でした。一方、全国的には、例えば長野県歌「信濃の国」は、ほとんどの長野県民が歌えると言われていませう。岩手の魅力を表現した岩手県民歌を、いわて国体での浸透を契機に、改めて教育の中で歌ってもらうことは、郷土愛を育むという面も含めて、意義があることではないかと考えていませう。そのためには教員が歌えないことには教えることもできませんので、職員表彰式で歌うことにしたものでございませう。これは岩手県民の歌ですので、知事部局においても浸透をはかっていくものでございませうが、その先駆けを教育において行うという思いで実施しました。

新妻委員：先程話題となった定時制に関連し、希望に応えられるよう職業教育と普通教育をセットで実施する仕組づくりについて、戦後、普通高校が足りないため、盛岡工業にしる盛岡商業にしる、総合制ということで普通科課程を何クラスか設置した事実があると思えます。杜陵高校では普通科を中心に構成されていませうが、場合によっては、職業教育も受けられる総合的な学科

設置の工夫も必要ではと思いました。今後の課題として検討頂ければと思います。

教育長:ありがとうございます。今の高校再編計画が平成28年度スタートの5年計画になっていますが、後期計画も作っていくことになりますので、その中で、全体の計画そのもののあり方も議論していくことになると思っています。3人の委員の皆様から頂いた御意見を含めまして、別途意見交換をさせて頂ければと思います。

畠山委員:中退してしまった子供たちの今後の人生の挑戦を考えると、県外とか、県内の私立高校に行く例がどうしても多くて、それでいいのかという忸怩たる思いがあつての問題意識でした。

教育長:杜陵高校では商業科目も学べますし、その中で資格取得もできます。また、現在盛岡工業で可能な資格取得も杜陵高校でできないか検討しています。一方で、昼間部の高校に様々な支援が必要な子供たちが入学してきています。そういう子供たちや定時制の子供たちについて、全日制の中でどう対応していくかということも含めて検討していくことが大事だと思います。定時制でフルセットで対応することも考えられますが、現実的にそれができるか、やるだけの効果が上がるかということもありますし、予算面でのコストの問題もあります。これらのバランスを見ながら、委員の皆様と今後議論させて頂きたいと思います。

(議案)

第3 議案第26号 岩手県いじめ問題対策委員会委員の任命に関し議決を求めることについて(学校調整課)

別添議案により説明

畠山委員:岩手県いじめ問題対策委員会条例第2条にあるとおり、この委員会の所掌は、いじめ防止等のための対策について調査審議することとされています。具体的な事案が起きてからの調査であるとか、年に1回2回の会議等ではなくて、課題について積極的に審議して頂きたいと思います。これだけのメンバーがいらっしゃるの、よくよく活躍して頂けるようにしていったほうがよいと思っていますので、意見させて頂きます。

菊池生徒指導課長:条例第2条、特に(1)については、県の基本方針に関わるものです。(2)については全体に関わるもの、(3)については法第28条、いじめ重大事態に関わるものです。本年度においては県の方針改定がありましたので会議を2回開催してございます。(3)についても部会を開催しております。御意見のとおり、県の方針に関しましては広くこの対策委員会委員の皆様から意見を聴取するとともに、それらを検討しまして不断の改善を図っていく必要があるものと認識してございます。

原案どおり決定

議案第27号については、非公開とする議決がなされた。

第4 議案第27号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて(教職員課)
別添議案により説明

原案どおり決定

戒告 生徒に対する体罰 53歳 男性 中学校 教諭 盛岡教育事務所管内

会議結果の公表は、教育長に一任することとして議決された。